

県産材利用緊急対策事業実施基準

制定（令和2年7月17日付け、林第284号）

別表（第5関係）

県産材利用緊急対策事業の助成金額等

事業区分	事業内容	助成金額及び限度額
民間非住宅建築物の新築	①県産乾燥材を8 m ³ 以上使用	定額 (一戸当たり20万円)
	②県産森林認証材を4 m ³ 以上使用	1 m ³ 当たり30千円とし、1戸当たり24万円を上限とする。
民間非住宅建築物の改修	県産森林認証材を2 m ³ 以上使用	1 m ³ 当たり30千円とし、1戸当たり24万円を上限とする。

※1 助成対象には、居住部分は含まない。

※2 事業内容①と②の重複は認めない。

※3 使用量に応じて助成金額を算定する場合の木材使用量は、小数点以下を切り捨て、整数止めとする。